

## 第4. 監査の結果及び意見

### 1. 指定管理業務に対する監査の概要

#### (1) 監査の視点

指定管理業務に対する主な監査の視点は以下のとおりである。

- ① 利用率、稼働率の向上は図られているか。
- ② 民間事業者の経験・ノウハウを活用できているか。
- ③ 施設の管理コストは削減されているか。
- ④ 施設は関係法令（条例、規則等）の定めるところにより適切に管理されているか。
- ⑤ 利用促進のための努力はなされているか。
- ⑥ 利用料金の設定は条例等に従い、適正になされているか。
- ⑦ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ⑧ 公の施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。また、他の事業と会計区分は明確になっているか。
- ⑨ 公の施設の管理に係る収納事務は適正になされているか。
- ⑩ 公の施設に係る備品管理は適切に行われているか。
- ⑪ 大津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針に基づくモニタリングが適切に実施されているか。

#### (2) 監査対象の抽出方法

平成28年度の指定管理業務の全件（40件）を対象に調査票を入手し、所管課に対して概要ヒアリングを実施した。

概要ヒアリングの結果に基づき、25件を監査対象とした。

【監査対象】

No	担当部名	担当課名	施設	指定管理者	指定管理期間	平成28年度実績		実施方法	結果及び意見
						指定管理料	利用料金		
1	市民部	文化・青少年課	スカイプラザ浜大津	株式会社ピー・ピー・シー・サービ ス	自 H27.4.1 至 H32.3.31	27,200,000	7,998,090	実地	有
2	市民部	文化・青少年課	大津市民会館	大津市民会館運営共同事業体	自 H28.4.1 至 H33.3.31	56,259,000	28,999,605	書面	有
3	市民部	市民スポーツ・団体 推進課	大津市大谷乗馬場	大津市乗馬連盟	自 H28.4.1 至 H33.3.31	1,170,000	484,000	実地	有
4	市民部	市民スポーツ・団体 推進課	大津市市民プール	株式会社Linkworks	自 H28.4.1 至 H30.3.31	38,500,000	15,158,000	実地	有
5	市民部	市民スポーツ・団体 推進課	大津市比良げんき村	大津北商工会	自 H28.4.1 至 H33.3.31	14,420,000	4,658,410	書面	無
6	市民部	戸籍住民課	大津市斎場(大津聖苑・志賀聖苑)	五輪・日本管財グループ	自 H27.4.1 至 H32.3.31	80,900,000	106,300,000	実地	有
7	福祉子ども部	福祉政策課	大津市ふれあいプラザ	社会福祉法人大津市社会福祉事業団	自 H29.4.1 至 H34.3.31	25,568,000	4,146,580	実地	有
8	福祉子ども部	障害福祉課	大津市立障害者福祉センター	(社福)大津におの浜障害者福祉協会	自 H27.4.1 至 H32.3.31	22,806,000	-	実地	有
9	福祉子ども部	子ども家庭課	母と子の家しらゆり	社会福祉法人湘南学園	自 H26.4.1 至 H31.3.31	44,650,000	-	書面	有
10	健康保険部保健所	健康推進課	総合保健センター運動実践室・ト レーニングルーム	株式会社ピバ	自 H27.4.1 至 H32.3.31	700,000	34,772,220	実地	有
11	産業観光部	商工労働政策課	大津市労働福祉センター	一般財団法人大津市勤労者互助会	自 H25.4.1 至 H30.3.31	28,209,000	12,360,175	実地	有
12	産業観光部	商工労働政策課	大津市まちなか交流館	ナす美の会	自 H28.4.1 至 H33.3.31	9,400,000	359,560	実地	有
13	産業観光部	観光振興課	大津市公人屋敷(旧岡本邸)	坂本観光協会	自 H24.4.1 至 H29.3.31	4,094,000	250,990	実地	有
14	産業観光部	観光振興課	旧竹林院	坂本観光協会	自 H26.8.1 至 H29.3.31	3,400,000	5,495,650	実地	有
15	産業観光部	観光振興課	大津市温泉保養交流施設比良とびあ	株式会社アヤハレークサイドホテル	自 H24.4.1 至 H29.3.31	-	-	実地	有
16	産業観光部	観光振興課	大津市おごと温泉観光公園	おごと温泉旅館協同組合	自 H26.4.1 至 H31.3.31	17,600,000	-	実地	有
17	産業観光部	農林水産課	堅田漁港	堅田漁業協同組合	自 H28.4.1 至 H31.3.31	3,217,000	-	実地	有
18	未来まちづくり部	まちづくり計画課	駐車場7か所	浜大津都市開発株式会社	自 H26.4.1 至 H31.3.31	118,593,240	-	実地	有
19	未来まちづくり部	公園緑地課	都市公園(213公園)	公益財団法人大津市公園緑地協会	自 H26.4.1 至 H31.3.31	548,821,000	180,278,601	実地	有
20	未来まちづくり部	公園緑地課	柳が崎湖畔公園	京阪・琵琶湖汽船グループ	自 H26.4.1 至 H31.3.31	39,049,000	26,343,160	実地	有
21	未来まちづくり部	公園緑地課	ヴェルツブルクハウス	株式会社シーブラッツ・株式会社高 橋エーベン共同事業体	自 H26.4.1 至 H31.3.31	-	-	書面	有
22	未来まちづくり部	公園緑地課	大津湖畔なぎさ公園におの浜ふれあ いスポーツセンター	ブル・オリックス・日本リコモメン ドグループ	自 H26.4.1 至 H31.3.31	47,527,000	27,033,000	書面	有
23	未来まちづくり部	公園緑地課	大津市スポーツ村・リバーヒル大石	公益財団法人大津市公園緑地協会	自 H26.4.1 至 H29.3.31	15,063,000	32,301,000	書面	無
24	未来まちづくり部	道路・河川管理課	大津市自転車駐車場(18か所)	社会福祉法人大津におの浜障害者福 祉協会	自 H26.4.1 至 H31.3.31	173,484,000	-	実地	有
25	教育委員会	生涯学習課	大津市立大津公民館	大津市民会館運営共同事業体	自 H28.4.1 至 H29.3.31	27,543,000	661,000	書面	有

### (3) 実施した監査手続

指定管理業務に対して実施した主な監査手続は以下のとおりである。

なお、監査対象とした25件の指定管理業務のうち、18件を実地監査の対象とし、7件を書面監査の対象としている。実地監査の対象となった施設については、現地視察を行い、指定管理者へのヒアリング、指定管理者が保管する書面等の閲覧も実施している。

- ① 利用率・稼働率を分析し、向上を図るための取組みを確認する。
- ② 指定管理となってから、民間の経験・ノウハウを活用した管理となっているかを確認する。
- ③ 施設の管理コストの削減状況を確認する。
- ④ 関係法令（条例、規則等）の定めるところにより適切な施設管理が行われていることを確認する。
- ⑤ 利用促進のための取組方針や実施状況について確認する。
- ⑥ 利用料金の設定方針について確認する。
- ⑦ 基本協定書、年度協定書、業務計画書及び履行に係る各関連証憑の閲覧、担当者へのヒアリング等により、指定管理業務が協定書等に基づき実施されているかを確認する。
- ⑧ 収支報告書等の書類の閲覧、担当者へのヒアリングを実施する。
- ⑨ 収納事務に関する各関連証憑の閲覧、担当者へのヒアリングを実施する。
- ⑩ 無償貸与する備品一覧と現物の突合をサンプルベースで行い、市からの貸与備品が適正に管理されていることを確認する。
- ⑪ モニタリングチェックシート及び実績評価シートを閲覧し、市のモニタリングが適切に実施されていることを確認する。

## 2. 委託業務に対する監査の概要

### (1) 監査の視点

委託業務に対する主な監査の視点は以下のとおりである。

- ① 契約方法の選択は適切であるか。
- ② 選定手続は適切に実施されているか。
- ③ 随意契約とする合理的な理由はあるか。
- ④ 契約書の作成手続は適切に実施されているか。

- ⑤ 再委託手続は適切に実施されているか。
- ⑥ 契約変更がある場合、変更手続は適切に実施されているか。
- ⑦ 委託業務に対する検査は適切に実施されているか。

## (2) 監査対象の抽出方法

平成28年度の委託料データを入手し、以下の基準により100件を抽出し、調査票を所管課より入手した。

- ・ 委託金額 2,000 万円以上、かつ、専門性の高い業務を除く役務提供業務
  - ・ 委託金額 2,000 万円未満の業務から監査人の判断により任意抽出
- 調査票の記載内容に基づき、25件を監査対象とした。

【監査対象】

No	担当部	担当課	委託名称	委託先	契約期間	平成28年度実績		結果及び 意見
						委託金額	委託金額	
1	政策調整部	企画調整課	湖都大津まちづくり寄附金に係る寄附者管理並びに書類及び返礼品の送付等業務	株式会社新朝プレス	自 H27.12.1 至 H30.11.30	13,256,555	有	
2	政策調整部	情報システム課	各システムサポートに係る業務（ホストコンピュータ・庁内共通事務・施設予約）	富士通株式会社 滋賀支店	自 H28.4.1 至 H29.3.31	49,519,080	有	
3	政策調整部	情報システム課	A S P型CMSサービスサポート業務	株式会社スマートパブリッククラウド インノベーションDivision	自 H28.4.1 至 H29.3.31	6,696,000	有	
4	総務部	人事課職員支援室	平成28年度定期健康診断業務	滋賀県市町村職員共済組合	自 H28.5.2 至 H29.3.31	34,975,800	有	
5	総務部	人事課職員支援室	平成28年度行政付加健康診断業務	一般財団法人近畿健康管理センター	自 H28.5.2 至 H29.3.31	4,182,808	有	
6	総務部	資産税課	固定資産（土地）評価支援業務	朝日航洋株式会社 滋賀支店	自 H28.4.1 至 H31.3.31	33,264,000	無	
7	市民部	自治協働市民センター 改革推進室	大津市市民センター機能等の在り方検討支援業務	関電システムソリューションズ株式会社	自 H28.4.28 至 H29.3.31	5,400,000	有	
8	市民部	市民相談室	大津市コールセンター運営業務	りらいあコミュニケーションズ株式会 社	自 H27.7.1 至 H32.6.30	51,508,224	有	
9	福祉子ども部	福祉政策課	平成28年度生活困窮者自立支援に伴う業務	社会福祉法人大津市社会福祉協議会	自 H28.4.1 至 H29.3.31	38,524,000	有	
10	福祉子ども部	幼児政策課	平成28年度大津市立志賀南幼稚園通園バス運行管理業務	江若交通株式会社	自 H28.4.1 至 H29.3.31	12,396,240	有	
11	福祉子ども部	障害福祉課	平成28年度大津市心身障害者訪問入浴サービス等事業	有会社あつたか介護サービス湯ず	自 H28.4.1 至 H29.3.31	22,168,500	無	
12	福祉子ども部	やまびこ総合支援セン ター	送迎バス運行管理業務	京阪バス株式会社	自 H28.4.1 至 H29.3.31	33,396,595	無	
13	健康保険部	長寿政策課	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部	居宅介護支援事業所	自 H28.4.1 至 H29.3.31	122,795,100	無	
14	産業観光部	観光振興課	百人一首かるたコンテントを活用した観光誘客推進業務	凸版印刷株式会社 情報コミュニケー ション事業本部	自 H28.4.28 至 H29.3.31	33,804,000	有	
15	環境部	廃棄物減量推進課	一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務	株式会社大津衛生社	自 H28.4.1 至 H29.3.31	405,203,112	有	
16	環境部	廃棄物減量推進課	一般廃棄物（刈り草・剪定枝等）処理業務	株式会社大栄工業	自 H28.4.1 至 H29.3.31	57,303,185	無	
17	環境部	廃棄物減量推進課	志賀地域し尿収集運搬業務委託	株式会社日映志賀	自 H28.4.1 至 H29.3.31	26,085,000	無	
18	環境部	衛生プラント	南部及び北衛生プラント運転管理業務	有限会社滋賀総業	自 H28.4.1 至 H29.3.31	101,520,000	無	
19	未来まちづくり部	堅田駅西口土地区画整理 事務所	堅田駅西口土地区画整理事業 堅田駅西口広場デザイン業務	学校法人京都成安学園	自 H28.10.31 至 H29.2.28	9,577,062	無	
20	未来まちづくり部	公園緑地課	伊香立公園管理運営業務	伊香立公園管理委員会	自 H28.4.1 至 H29.3.31	15,660,000	有	
21	未来まちづくり部	道路・河川管理課	平成28年度明日都浜大津周辺清掃業務委託	浜大津都市開発株式会社	自 H28.4.1 至 H29.3.31	1,332,720	有	
22	議政局	議事調査課	平成28年度会議録データ加工業務	株式会社フューチャーイン 関西支店	自 H28.4.1 至 H29.3.31	831,514	無	
23	消防局	消防総務課	救急救命士への大津赤十字病院所属医師の指示に伴う委託	大津赤十字病院	自 H28.4.1 至 H29.3.31	1,090,000	無	
24	教育委員会	教育総務課	学校用務員業務	株式会社リレンレイサービス	自 H28.4.1 至 H29.3.31	24,671,676	無	
25	教育委員会	学校給食課	学校給食業務（北部調理場）	株式会社滋賀給食	自 H28.4.1 至 H29.3.31	146,515,631	有	

### (3) 実施した監査手続

委託業務に対して実施した主な監査手続は以下のとおりである。

- ① 委託の必要性について検討する。
- ② 他の方法（直営、指定管理、補助金等）での実施可能性を検討する。
- ③ 契約方法の選択が適切であるかを検討する。
- ④ 選定に関する関連資料及び決裁文書を閲覧し、選定手続が適切に実施されているかを確認する。
- ⑤ 随意契約理由の合理性を検討する。
- ⑥ 契約書や決裁文書を閲覧し、契約書の作成手続が適切に実施されているかを確認する。
- ⑦ 再委託に関する決裁文書を閲覧し、再委託手続は適切に実施されているかを確認する。
- ⑧ 契約変更がある場合、変更後の契約書や決裁文書を閲覧し、変更手続が適切に実施されていることを確認する。
- ⑨ 委託業務に対する検査資料を閲覧し、検査が適切に実施されていることを確認する。

### 3. 指定管理業務に対する監査の結果及び意見

#### (1) 市民部

##### ①スカイプラザ浜大津

所管課名	文化・青少年課
指定管理者名	株式会社ビー・ビー・シー・サービス
指定管理の内容	市民の多彩な文化活動の支援、ならびに市民の交流促進を目的として、管理業務の代行をさせるものである。
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	27,200,000 円
平成 28 年度利用料金収入	7,998,090 円

※ 「利用料金収入」は、利用料金制を採用し、指定管理者の収入（自主事業収入を除く）とした金額を記載している。以下、いずれの指定管理施設においても同じ。

#### 【概要】

##### (ア) 施設の概要

##### (i) 管理施設の概要

名称	スカイプラザ浜大津
所在地	大津市浜大津一丁目 3 番 32 号
施設構造	鉄骨造 7 階建ての 6 階、7 階部分
規模	敷地面積 2,626 m <sup>2</sup> 延床面積 2,397 m <sup>2</sup>
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタジオ 1、スタジオ 2</li> <li>・練習室 1、練習室 2、練習室 3、練習室 4</li> <li>・交流サロン</li> <li>・リスニングルーム響</li> <li>・青少年セミナーハウス</li> </ul>
開館時間	(平日) 午前 10 時から午後 11 時 (土日祝) 午前 9 時 30 分から午後 11 時
休館日	木曜日（祝日の場合は翌日休館） 年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）

(ii) 利用料金

室名	利用料金 ※ ( ) 内は条例による利用料金の上限額	
	市民	市民以外の者
スタジオ1	30分につき 1,310円 (1,310円)	30分につき 1,970円 (1,970円)
スタジオ2	30分につき 770円 (770円)	30分につき 1,160円 (1,160円)
練習室1	30分につき 270円 (270円)	30分につき 400円 (400円)
練習室2	30分につき 150円 (150円)	30分につき 230円 (230円)
練習室3	30分につき 80円 (80円)	30分につき 120円 (120円)
練習室4	30分につき 200円 (200円)	30分につき 310円 (310円)

(イ) 指定管理の状況

指定管理制度導入時から現在の指定管理者である株式会社ビー・ビー・シー・サービスが選定されており、現在3期目となる。

直近の選定年度における応募事業者数は、株式会社ビー・ビー・シー・サービスを含め2者であった。

(ウ) 指定管理者が実施している業務

(i) 大津市スカイプラザ浜大津条例（以下、「条例」という。）第3条に規定する以下の事業の実施に関する業務

- (1) 音楽、演劇その他の市民文化に係る創作、練習、発表、鑑賞及び交流に関すること。
- (2) コンピュータ等による多様な情報メディアの体験に関すること。
- (3) その他市民文化の振興及び市民の交流のための場所の提供に関すること。

(ii) 条例別表に掲げる下表のスタジオ等の施設及びプラザの管理運営に関する規則別表に掲げる下表の附帯設備の利用の許可に関する業務

条例別表（スタジオ等の施設）	規則別表（附帯設備）
スタジオ1	アップライトピアノ
スタジオ2	ドラムセット
練習室1	/
練習室2	
練習室3	
練習室4	

(iii) プラザの施設及び維持管理に関する業務

(iv) その他市長が定める業務



## (エ) 自主事業の実施状況

- ・カルチャースクール
- ・ラ・フォルジュルネびわ湖 2016 関連イベント
- ・菊地康生スペシャルジャズライブ
- ・盲目のピアニスト・市川純也スーパーライブ
- ・歌声喫茶
- ・村上ポンタ秀一トリオジャズライブ
- ・田井中福司&西村有香里ジャズライブ
- ・少年モーツァルト、イタリアを歩く
- ・フラフェスティバル in びわ湖 2016
- ・大津ジャズフェスティバル
- ・Fuse Live
- ・Pon&Jun Jazz Live
- ・浜大津駅コンサート
- ・マジックショー
- ・クリスマス・ウクレレコンサート
- ・浜大津さざなみ演劇祭
- ・スカイプラザジャズコンサート (27)
- ・浜大津商店街主催イベント・お宝発見ほっと鑑定団

## 【結果及び意見】

### (ア) 他部署の施設利用に係る費用負担について (結果)

指定管理者が管理する施設として、基本協定書第2条にスカイプラザ浜大津内の「青少年セミナーハウス」が記載されており、指定管理者は青少年セミナーハウスも含めて、スカイプラザ浜大津全体の施設維持管理を行っている。

青少年セミナーハウスは市教育委員会の生涯学習課が実質的に所管して使用していることから、使用料や光熱水費等、生涯学習課に応分の負担を求めべきと考えられるが、現状施設利用に係る費用負担は行われていない。

スカイプラザ浜大津の所管課である文化・青少年課は生涯学習課と協議の上、施設利用に係る費用負担の方針を定め、応分の負担を指定管理業務の収入とする必要がある。

(イ) 利用料金の後払いについて (結果)

大津市スカイプラザ浜大津条例第5条第1項において、「施設を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者に申請し、使用の許可を受けなければならない」と規定している。

また、第6条第1項において、「使用者は、使用の許可の際に、その使用に係る料金を指定管理者に支払わなければならない」と規定していることから、利用料金は使用前の前払いが求められる。

しかし、社会福祉法人Aの使用については、恒常的に使用後の後払いとなっており、同条例と異なる取扱いがなされている。

条例に従った利用料金の徴収が必要であり、仮に使用者によって異なる取扱いとするのであれば、条例・規則等において、当該異なる取扱いについて明文化する必要がある。

(ウ) 自主事業で貸室を利用する場合の利用料金の負担について (意見)

指定管理者はカルチャー教室等の各種自主事業を実施しており、自主事業によってはスカイプラザ浜大津のスタジオ等の貸室を使用しているが、当該自主事業の実施時に利用料金を負担していない。

指定管理者がスタジオ等の貸室を使用する場合には、一般の使用が制限されるため、一般の利用者との公平性を確保する観点から、指定管理者が自主事業で貸室を使用する場合にも、条例に基づく利用料金を納付すべきである。

(エ) レジ収納の取消 (マイナス入力) 処理について (意見)

指定管理者による利用料金等のレジ収納の状況を確認するため、レジから出力されるジャーナル (平成29年3月分) を閲覧したところ、以下の事項が検出された。

- 日次で行うレジの締め処理後に3,560円の入金記録と同額の入金取消 (マイナス) 入力があった。
- 営業時間内に3,880円の入金記録と同額の入金取消 (マイナス) 入力があったが、前後のジャーナルの記録からも当該処理の要因が判明しなかった。

レジ収納の取消（マイナス入力）処理の正当性（レジの誤入力の訂正等）を確認するために、日次の締め処理時に処理内容を記録し、責任者の確認を求めるなどの対応をすべきである。

（オ）自主事業計画書の提出と事前承認について（結果）

基本協定書第32条第2項において、「自主事業を実施する場合は、甲（市）に対して計画書を提出し、事前に甲の承認を得なければならない」と規定している。

指定管理者は自主事業として指定管理施設内に自動販売機を2台、有料コピー機を1台設置しているが、自主事業の計画書を提出しておらず、市も設置を認識していながら、計画書の提出を求めている。

市は自主事業の計画書の提出を求め、管理業務の実施を妨げないか検討した上で承認する必要がある。

（カ）貸与備品の管理について（結果）

市より貸与されている備品について、指定管理者は年に一度たな卸を行い、備品に貼り付けられている備品管理シールに記載されている備品番号と、貸与備品の台帳との整合性を確認し、市に報告している。

ここで、直前の備品たな卸の結果を反映した貸与備品の台帳を基に、任意の件数を抽出し、実物との照合を実施した。

実施結果は以下のとおりである。

備品番号	品名	照合結果
1757	展示パネル	問題なし
2595	ワードプロセッサ	問題なし
32796	ロッカー（スチール製）	問題なし
52671	事務椅子（一般用）共用備品	問題なし
58724	ドラムセット	問題なし
104775	木製展示台	問題なし
104782	木製展示台	問題なし
343094	録音機	問題なし
344060	展示パネル	問題なし
38227～38233	置台（スチール製）	（※）
56949	工芸品	問題なし

上表の照合結果の欄に（※）となっている備品については、実物はあるものの、備品管理シールが貼り付けられていなかった。

また、下表の備品については、貸与備品の台帳上記載がないが、実際には実物が存在していた。

備品番号	品名
105621	展示パネル

市は購入した備品を市の備品台帳に登録し、登録の際に付された管理番号が記載された管理シールを該当の備品に貼り付けることで備品の管理を行っている。そして、指定管理者に備品を貸与する際には、貸与した備品の一覧を貸与備品の台帳として指定管理者に作成、保管させている。

貸与備品は当然に市の所有物であり、市の備品の管理ルールに従う必要があることから指定管理者は備品の管理について、適切な対応を行う必要がある。

#### (キ) 指定管理業務外の物品管理について（意見）

備品の管理状況の視察を行ったところ、市からの貸与物品と市が施設に保管している物品とが倉庫内に混在していた。この保管物品は指定管理業務に含まれているものではないが、現に指定管理施設に保管されていることから、保管物品に係る責任の所在が不明確となっている。

そのため、指定管理の仕様書などにおいて保管物品の管理を含めるか、または指定管理の対象外であることを明記するか、保管物品の責任関係を明確にする必要がある。

## ②大津市民会館

所管課名	文化・青少年課
指定管理者名	大津市民会館運営共同事業体
指定管理の内容	文化及び教養の向上等市民福祉の増進を図ることを目的として、管理業務の代行をさせるものである。
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日
平成28年度指定管理料	56,259,000円
平成28年度利用料金収入	28,999,605円

### 【概要】

大津市民会館は、文化、教養の向上等市民福祉の増進を図るために1975年（昭和50年）に建設された施設である。こうした施設の設置目的を最大限発揮するとともに、地域の暮らしに根ざした文化活動の振興を図るため、施設設備の充実はもとより、多様化する市民の文化ニーズに効果的・効率的に応え、文化の息づくまちづくりを目指し、次のような「地域密着型」の運営を行っている。

- (1) ホール等の特質を活かし、市民の利用ニーズに応じていく。
- (2) 生涯学習の発表と舞台芸術の鑑賞機会を提供する。
- (3) 文化団体の活動や学びを支援する。
- (4) 市民と芸術、プロとアマ、そして市民と市民が出会うコミュニティの場とする。

大津市民会館としては、1,300名を収容できる大ホールや200名を収容できる小ホール、リハーサル室を有しているが、建物としては、大津市立大津公民館と一体となっている。そのため、指定管理者の公募においても、大津市立大津公民館と一体として公募を行っており、大津市立大津公民館の指定管理も大津市民会館運営共同事業体が担っている。

### 【結果及び意見】

#### (ア) 自動販売機の設置について（結果）

指定管理者は大津市民会館に自動販売機を設置している。

しかし、指定管理者が市に提出している平成28年度の事業計画書を閲覧した結果、自主事業の箇所に自動販売機の設置についての記載がなかった。また、事業計画書以外の資料でも市の承認がなされているものはなかった。

自動販売機の設置は、指定管理業務ではなく自主事業に該当することから、指定管理者は、従前から設置されているものであっても、毎年度事業計画書に記載を行い、市の承認を得た上で行う必要がある。また、市も自動販売機の設置の事実を認識していることから、指定管理者が提出する事業計画書の自主事業に自動販売機の設置の記載がない場合には、その旨を指定管理者に連絡し、修正させる必要がある。

なお、事業計画書に大津市民会館の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等を定めた「大津市民会館指定管理者仕様書」においても、自動販売機の設置について、自主事業の範囲内で市の承認を得て行う必要がある旨が規定されている。

#### ○大津市民会館指定管理者仕様書

##### 5 業務内容

##### (8) その他施設の管理に関する留意事項

##### ⑥施設の運営に関する留意事項

ウ 指定管理者による自動販売機の設置については、本来の業務を逸脱しない自主事業の範囲内で市が承認したものに限り設置することができるものとする。

##### (イ) 月次報告及び期別報告について (結果)

市と指定管理者との間に締結された「大津市民会館の管理に関する基本協定書」(以下、基本協定書)によると、指定管理者は毎月定められた事項を記載した事業報告書(以下、月次事業報告書)を市に提出する必要がある。

また、4か月ごとに定められた事項を記載した事業報告書(以下、期別事業報告書)を市に提出する必要がある。

#### ○大津市民会館の管理に関する基本協定書

##### (事業報告)

第21条 乙(指定管理者)は、毎月終了後20日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を甲(市)に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 管理業務に係る経費の収支状況
- (3) 利用者からの意見、要望等の対応に関する事項

(4) その他管理の実態を把握するために甲（市）が必要と認める事項

2 乙（指定管理者）は、次に掲げる期間終了後 20 日以内に期別事業報告書を甲（市）に提出しなければならない。

(1) 第 1 期 4 月から 7 月まで

(2) 第 2 期 8 月から 11 月まで

(3) 第 3 期 12 月から 3 月まで

3 前項に規定する期別報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 管理業務に係る経費の収支状況

(3) アンケート調査実施結果

(4) その他管理の実態を把握するための甲（市）が必要と認める事項

この点、平成28年度の月次事業報告書及び期別事業報告書を閲覧した結果、月次事業報告書には、「利用者からの意見、要望等の対応に関する事項」（基本協定書第21条第1項第3号）が、期別事業報告書には、「アンケート調査実施結果」（基本協定書第21条第3項第3号）がそれぞれ記載されていなかった。

基本協定書は、指定管理施設の管理を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めたものであり、指定管理者は基本協定書に基づき、月次事業報告書には、「利用者からの意見、要望等の対応に関する事項」を、期別事業報告書には、「アンケート調査実施結果」をそれぞれ記載し、市に報告する必要がある。特に、基本協定書にこれらの事項を定めた趣旨は利用者からの声を指定管理者が適時に市に報告することにより、その声を大津市市民会館の管理・運営に適切なタイミングで反映させることにあると考えられることから、指定管理者はその義務を果たす責任がある。

また、市においても、基本協定書に基づく記載を指定管理者が市に行っていない場合には、指定管理者に連絡し、記載させる必要がある。

(ウ) 駐車場に関する協定書について (結果)

大津市民会館は利用者が利用できる60台収容可能な駐車場を京阪電気鉄道株式会社から賃借している。「大津市民会館指定管理者仕様書」において、当該駐車場の支払いに関する事項が以下のとおり規定されている。

○大津市民会館指定管理者仕様書

5 業務内容

(8) その他施設の管理に関する留意事項

⑥施設の運営に関する留意事項

ク 大津市民会館(大津公民館)の利用者用駐車場は、琵琶湖ホテルの1階にあり、電気料金、防災業務管理負担金(別紙:大津市民会館駐車場に関する防災設備管理業務に関する協定書参照)をそれぞれ管理するものからの請求により指定管理者が支払うものとする。なお、指定管理者が支払う上記の額については委託料に含む。

また、「大津市民会館駐車場に関する防災設備管理業務に関する協定書」(以下、協定書)は平成10年12月24日に締結されており、そこには、市が京阪電気鉄道株式会社に支払うべき月額が税込み41,097円である旨が規定されている。

○大津市民会館駐車場に関する防災設備管理業務に関する協定書

(負担すべき額)

第2条 甲(市)の負担すべき額は、月額金41,097円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

ここで、協定書が締結された平成10年12月24日時点において消費税及び地方消費税率は5%であり、平成28年においては8%となっている。この点、京阪電気鉄道株式会社からの請求書を読んだ結果、消費税及び地方消費税率を8%として税込み42,271円で請求していた。協定書上は税込み41,097円となっていることから、実際の請求額42,271円と毎月1,174円乖離している。これは平成26年4月の消費税及び地方消費税率の引き上げ時に協定書を締結しなおさなかったことが原因である。

市は、実際の請求額と相違ないように、早急に協定書の金額を変更する必要がある。また、消費税及び地方消費税率の引き上げ時には、協定書や契約書の金額条件を見直した上で、必要に応じて協定書や契約書を締結しなおさな



ければならない。特に平成30年3月現在において、消費税及び地方消費税率は平成31年10月1日をもって現行の8%から10%への引き上げが予定されていることから、その際には十分に注意していただきたい。

(エ) 経費按分について (意見)

上記【概要】でも述べたとおり、大津市民会館の指定管理者は大津市公民館の指定管理も担っており、建物も大津市公民館と一体となっていることから、収支決算書上、経費按分の方法が問題となる。この点、共通経費については通常大津市民会館と大津市公民館で60%と40%という比率で振り分けを行っている。

しかし、平成28年度の収支決算書に計上されている修繕費の内訳が記載された「修繕費内訳」について、大津市民会館と大津市公民館のものを見比べた結果、以下のような共用部分に係る修繕費は全て大津市公民館に計上されていた。

(単位：円)

支出月	場所	修理内容	金額
5月	正面入口	ガラス戸修繕	26,676
11月	2F女子トイレ	洗面台補修部品	6,048
12月	事務所	電話線断線修理	9,396

これら共用部分に係る修繕費についても、合理的な比率を用いて大津市民会館及び大津公民館に按分する必要があると考えられる。特に、大津市民会館と大津公民館は建物が一体であり、指定管理者も同じであるものの、市の所管課は異なり別々に管理されていることから、指定管理者は大津市民会館と大津公民館それぞれで適切な収支決算書を作成する必要性が高い。

また、市においても大津市民会館の所管課である文化・青少年課と大津公民館の所管課である教育委員会生涯学習課とが事業報告を受けるときなど適切なタイミングで情報共有を図り、収支報告書の経費按分などが適切に行われていない場合には、指定管理者に連絡し修正させることが望まれる。

### ③大津市大谷乗馬場

所管課名	市民スポーツ・国体推進課
指定管理者名	大津市乗馬連盟
指定管理の内容	(1) 乗馬場を利用に供する業務 (2) 乗馬場の施設の使用の許可に関する業務 (3) 乗馬場の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他市長が定める業務
公募、非公募の別	非公募
指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	1,170,000 円
平成 28 年度利用料金収入	484,000 円

#### 【概要】

##### (ア) 施設の概要

施設の名称	大津市大谷乗馬場
所在地	大津市大谷町 1 番 1 号
開設日	昭和 40 年 10 月 13 日
敷地面積	16,413.97 m <sup>2</sup> (国有林借地 2,989.97 m <sup>2</sup> を含む)
建物面積	389.67 m <sup>2</sup>
延床面積	551.65 m <sup>2</sup>
建物構造	動物飼育舎・畜舎 軽量鉄骨造 2 階建 寮舎・宿舎 木造瓦葺平屋建
施設内容	馬場、厩舎、仮厩舎、湯沸かしスペース、管理人室、事務室
収容人員	22 名 (その他ギャラリー 100 名程度)
休場日	毎週月曜日 年末年始は、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
開館時間帯	開館日の午前 9 時から日没までとする。

##### (イ) 設置目的

乗馬を通じて市民のスポーツ・レクリエーションの普及振興を図る。

##### (ウ) 管理運営に関する基本的考え方

(i) 馬の管理

馬は、指定管理者が保有し、乗馬場の活動馬として位置づけ、その馬の飼育・管理を24時間体制で行うこと。

(ii) 厩舎の管理

厩舎、仮厩舎は常に清潔を保ち、馬特有の伝染病等の対応や馬の快適な生活の対応に万全を期すこと。

(iii) 利用者への対応

利用者が馬に親しむ施設であることから、利用者への乗馬指導、利用者にあった馬の選定、馬の調教等に万全を期すこと。

(iv) 管理人

管理人は、管理人室を使用すること。

(エ) 歴史的変遷

1946年	柳ヶ崎に米進駐軍の乗馬施設完成
1949年	米進駐軍より大津市が払下げを受ける
1950年	柳ヶ崎乗馬場 大谷射撃跡地への移転決定
1963年	大谷乗馬場移転（現在の場所へ）

(オ) 料金体系

(i) 大津市大谷乗馬場条例 別表(第6条関係)

<馬場の利用料金（単位：円）>

使用区分	金額	
	土曜日・日曜日・休日	その他の日
午前9時から正午まで	970	640
午後1時から午後5時まで	1,290	860
午前9時から午後5時まで	2,160	1,400

(ii) ホームページ上での料金

<料金表（単位：円）>

	自馬会員	正会員	ビジター (非会員)
入厩料	108,000	-	-
預託料	110,000	-	-
入会金	108,000	108,000	-
月会費	7,600	7,600	-
騎乗料(30分)	-	1,620	5,400
レッスン料(30分)	-	580	1,100

## 【結果及び意見】

### (ア) 料金徴収に関する条例と実態との乖離について（結果）

条例上で料金体系が設定されているが、実際に乗馬場を利用する利用者には、この料金体系を適用しておらず、指定管理者である大津市乗馬連盟を施設の利用者とみなして、当該利用料を市へ報告しているという実務が行われていた。実際に乗馬場を利用する利用者からは、ホームページ上で示された料金体系に基づく乗馬料やレッスン料を徴収し、そのうち、条例に基づく利用料分を計算し、市へ納入を行っているという実態であった。

馬場の利用料金は、当日の利用者数の多寡に関わらず大津市乗馬連盟の一団体のみを利用者とみなして計算した金額となっている。例えば、平日において、午前の利用者数が10人、午後の利用者数が30人であったとしても、大津市乗馬連盟の1団体のみを利用者とみなすため、平日午前9時から午後5時までの金額である2,160円がその日の馬場の利用料金として計算されている。

その他にも、条例と実態とが乖離した具体的な事例として以下の2点が挙げられる。

県立高校の馬術部が利用しているが、同校からは月々の部費を回収しているものの、馬の世話などのボランティアを手伝ってもらっているため、馬場の利用料は免除している。市への利用料報告としては、乗馬連盟が利用していると解釈して計算した金額を利用料として報告している。

乗馬連盟の会員の中には京都など他市の会員もいるが、乗馬連盟が利用していると解釈しているため、市外の利用者としての割増料金ではなく、市内の利用者としての利用料金を市へ報告している。

そもそも、一般の市民による利用を前提とした条例であり、指定管理者を利用者とみなすのは問題がある。また、このような極めて異例な事務が長年にわたり継続して行われ、看過され続けてきたことにも問題があると言わざるを得ない。

指定管理業務として実施する以上、料金についても条例の範囲内で行うべきであり、条例が業務実態や利用者からのニーズに沿わない料金体系になっているのであれば、条例を見直すべきである。

市と指定管理者とで協議の上、料金徴収に関する条例と実態との乖離について解消を図る必要がある。

(イ) 消火器の点検及び交換について（結果）

大谷乗馬場の現地往査を行い、消火器の設置状況について確認したところ、3台中3台が10年以上前に購入され、最後に点検がされたのが平成20年であり、老朽化された消火器が放置されている状況であった。

このような状況では、火災が起こった場合に消火器が使用できないことが想定され、被害が広がるおそれがある。また、老朽化した消火器には破裂事故のおそれがあることから、交換をせずに設置し続けること自体にも安全面での問題がある。

指定管理者と市とで協議の上、消火器の交換について早急に検討すべきであり、また、交換後は定期的に点検を受けるようにすべきである。

#### ④大津市市民プール

所管課名	市民スポーツ・国体推進課
指定管理者名	株式会社Linkworks
指定管理の内容	(1) プールを利用に供する業務 (2) プールの使用の許可に関する業務 (3) プールの施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他市長が定める業務
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成28年4月1日～平成30年3月31日
平成28年度指定管理料	38,500,000円
平成28年度利用料金収入	15,158,000円

#### 【概要】

市民プールは、富士見市民温水プール、及び夏期開設プール（伊香立、坂本、晴嵐、曾束）があり、市民にスポーツ、レクリエーションの場を提供するとともに健康の保持増進を図ることを目的とした施設で、指定管理者である株式会社linkworksが各プールの施設運営、管理及び各種自主事業を行っている。

なお、現在の富士見市民温水プールは指定管理終了時（平成30年3月31日）をもって閉館されることが決定されている。また、夏期開設市民プール（上記4か所）の開設期間は7月20日から8月31日のみとなっている。

#### 【結果及び意見】

##### （ア）自動販売機の設置について（結果）

指定管理者は富士見市民温水プールに自主事業の一部として、自動販売機を4台設置している。また、これとは別の団体が自動販売機を1台設置している。

まず、指定管理者制度導入施設に関する自動販売機の設置については、「指定管理者制度導入に係る事務処理要領」に規定があり、指定管理施設では自主事業として市が承認して指定管理者が設置できるとされているが、市民プールにおいてはそれらの手続きがされていなかった。

所管課では、指定管理者制度を所管する行政改革推進課と協議し、手続を改めていくこととしている。同事務処理要領に定める手続が守られないと、自主事業に関する管理が曖昧となり、市の経済的利益が損なわれたり、指定管理者のモラルハザードにつながったりするリスクがある。今後は手続を遵守する必要がある。

また、同団体設置の自動販売機については、指定管理者の自主事業として、指定管理者と同団体との間で自動販売機設置に関する協定書を締結し、指定管理者は同団体より自動販売機の設置に係る電気代を受け取ることとなっている。

しかし、平成28年度以降電気代の請求が行われていなかった（電気代は、平成29年度に一括して請求することとなっている）。この点について、所管課において自主事業の報告が正確に行われるよう指導し、自主事業に関する単純な事務手続の漏れが生じにくい管理体制を設けるべきである。

⑤大津市比良げんき村

所管課名	市民スポーツ・国体推進課
指定管理者名	大津北商工会
指定管理の内容	大津市比良げんき村の管理に関する業務
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日
平成28年度指定管理料	14,420,000円
平成28年度利用料金収入	4,658,410円

【概要】

(ア) 管理業務の内容

大津市比良げんき村（以下「げんき村」という。）の管理に関する基本協定書（以下「協定書」という。）において大津北商工会（以下「商工会」という）が、げんき村の管理について行う業務は以下のとおりである。

- ・ 野外活動施設を利用に供する業務
- ・ キャンプ場等の施設の使用の許可に関する業務
- ・ 野外活動施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ その他市長が定める業務

げんき村の設置目的は「野外活動を通じて青少年の健全な育成を図るとともに市民スポーツ、レクリエーションの振興を図る」ことであり、その目的を達成するため、施設の自然環境を十分に生かし、豊かな自然を十分満喫できる野外活動の拠点となるよう指定管理者が施設運営を行っている。

人員体制は総括的な責任者として、商工会の会長はじめ、事務局長、大津北商工会志賀支所長並びに経理事務担当者が、商工会とげんき村の業務を兼務し、げんき村の常勤職員の嘱託職員1名（村長）と施設維持管理運営担当として臨時職員（交代勤務）7名を配置している。

具体的な業務は平成28年度事業報告書に記載されている以下の業務である。

- ・ 施設利用の許可（受付と使用承認）に関する業務
- ・ 利用料金の徴収に関する業務
- ・ 施設の利用案内に関する業務
- ・ 利用者へのアンケート調査



- ・施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・日常時の安全管理業務

主な施設はキャンプ場、宿泊棟、天体観測施設、人工登はん壁、木工作施設並びに遊具・アスレチックである。

#### (イ) 利用者数

平成28年度の施設毎の年間利用者数は以下のとおりである。

(単位：人)

施設区分	市内利用者数	市外利用者数	合計利用者数
キャンプ場	1,283	2,433	3,716
天体観測	347	469	816
木工作	208	228	436
人工登はん壁	2,238	1,161	3,399
宿泊棟における 宿泊者数	311	405	716
合計	4,387	4,696	9,083

全体的に市内利用者（大津市内に住所を有する者）数よりも、市以外利用者（大津市に住所を有しない者）数が多い。また、平成28年度の月毎の利用者数は以下のとおりである。

(単位：人)

月	キャンプ場	天体観測	木工作	人工登はん壁	宿泊	合計
4月	389	118	1	496	35	1,039
5月	1,346	46	39	361	0	1,792
6月	285	18	12	266	11	592
7月	378	351	120	475	152	1,476
8月	322	123	139	355	197	1,136
9月	168	35	15	469	112	799
10月	405	66	47	309	85	912
11月	177	30	36	467	89	799
12月	17	25	0	136	10	188
1月	46	0	0	5	4	55
2月	9	0	0	20	0	29
3月	174	4	27	40	21	266
合計	3,716	816	436	3,399	716	9,083

12月から2月にかけての冬季の利用者数が極端に少なくなるが、原因の一つとして、げんき村が市の最北部地域に所在し、冬の間は積雪量が多いため、来訪者がげんき村へ向かうことを敬遠していることが考えられる。

#### (ウ) 利用料金

施設の利用料金は協定書において定められており、大きくは市内に住所を有する者と市内に住所を有しない者とに分けられる。

更に、利用する施設によっては、「小学校就学前の幼児」、「小中高生」、「それ以外」の区分で料金が異なる。利用料金は例えば、キャンプ場、天体観測、木工作教室では、市内の小学生で210円、市外の小学生で320円となっており、全般的に安価に設定されている。ただし、遊具やアスレチックの利用については無料である。

平成28年度の年間利用料金は以下のとおりである。

(単位：千円)

施設区分	利用料金
キャンプ場	1,615
天体観測	229
木工作	95
人工登はん壁	914
宿泊棟	1,802
合計	4,658

#### (エ) 自主事業

「大津市比良げんき村指定管理者仕様書」において、市の承認を得ることを条件に、「指定管理者は、比良げんき村の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる」とされている。

商工会はげんき村の施設や設備を利用し、主にげんき村の集客を目的とした以下のイベントを自主事業として行った。

事業名	概要	開催回数	参加者数 (延人数)
げんき村の夜空を楽しもう	天体望遠鏡による夜の星空観察	16回	212名
焼杉細工体験	木工作室にて焼杉体験教室	16回	58名
人工登はん壁無料体験	小学生を対象とした人工登はん壁の登攀体験会	1回	35名
クリスマスリース&焼き芋作り	幼児とその家族を対象に、クリスマスリース&焼き芋作りを楽しんで頂く。	1回	44名
南米南部金環日食	プラネタリウムを使った金環日食の模擬体験会	2回	6名

(オ) 平成 28 年度収支決算

平成28年度収支決算は以下のとおりである。

<収入の部>

(単位：千円)

項目	更正予算額	決算額
指定管理料	14,420	14,420
施設利用料	4,500	4,658
自主事業収入	65	66
物品販売等収入	420	450
その他収入	160	163
収入 合計	19,565	19,758

<支出の部>

(単位：千円)

項目	更正予算額	決算額
人件費	9,550	9,474
消耗品費	600	599
燃料費	180	141
印刷製本費	80	72
光熱水費	1,100	1,061
修繕料	1,600	1,552
通信運搬費	420	403
役務費	532	504
自主事業費	30	29
委託料	2,400	2,366
施設維持管理等工事費	650	630
使用料及び賃借料	80	64
物品購入費	600	588
原材料費	300	246
租税公課	870	858
経理事務費	550	550
予備費	882	0
支出 合計	20,424	19,145

<収支差額>

(単位：千円)

項目	更正予算額	決算額
収入合計	19,565	19,758
支出合計	20,424	19,145
差引収支差額	-859	613
前期繰越金	859	859
次期繰越金	0	1,472

【結果及び意見】

該当事項なし

⑥大津市斎場（大津聖苑・志賀聖苑）

所管課名	戸籍住民課
指定管理者名	五輪・日本管財グループ
指定管理の内容	大津市斎場の円滑な管理及び運営
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成27年4月1日～平成32年3月31日
平成28年度指定管理料	80,900,000円
平成28年度利用料金収入	106,300,000円

【概要】

(ア) 施設の概要

(i) 対象施設

名称	位置
志賀聖苑	大津市木戸1494番地の1
大津聖苑	大津市膳所上別保町761番地

(ii) 葬祭場の利用料金（両聖苑共通）

区分	利用料金 単位	利用料金 市民	利用料金 その他	延長料金 単位	延長料金 市民	延長料金 その他
葬儀式場 (大)	24時間	97,200円	145,800円	-	-	-
葬儀式場 (小)	24時間	64,800円	97,200円	-	-	-
霊安室	24時間	2,600円	15,700円	24時間 までごとに	2,600円	15,700円

※ 「市民」は死亡者の死亡時の住所または使用者の住所が市内にある場合に適用

※ 葬儀式場の利用料金に含まれるもの：祭壇、焼香台等の設備・備品、家族控室、宗教者控室、音響設備の利用料金等

(出典：大津市ホームページ)

(イ) 指定管理の状況

平成24年度から指定管理制度が導入されており、平成24年度から平成26年度が第1期であり、平成27年度から平成31年度が第2期である。公募により

2社の応募があり、第1期に引き続き、五輪・日本管財グループが指定管理者に選定されている。

(ウ) 指定管理者が実施している業務

- (i) 火葬に関する業務
- (ii) 大津斎場条例別表に掲げる火葬炉、待合室、霊安室、葬祭場又は動物炉の使用の許可に関する業務
- (iii) 待合室、霊安室及び葬祭場を利用に供する業務
- (iv) 斎場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (v) その他市長が定める業務

【結果及び意見】

(ア) 非常用発電設備の管理状況について（意見）

現地調査を行った大津聖苑に関して、非常用電源設備の管理状況の確認を実施した。

消防法に基づく定期点検（非常用発電設備を含む）を外部専門機関に委託し、定められた規定の点検を年2回実施している。平成28年10月5日付けの、外部専門機関からの非常用発電設備の点検結果（電気設備点検記録（不適合箇所等一覧））において、発電装置（非常用）の蓄電池の触媒栓の有効期限が切れており、取替えが必要との改修事項が記載されており、このまま放置すると感電、火災、停電等の事故につながるおそれがあるとの文言も記載されている。

平成29年9月に現地調査を行った時点において、非常用電源設備の改修は行われておらず、市の担当者も上記の事実を把握していなかった。

大津聖苑は市の施設であり、安全性には十分に配慮する必要がある。早急に、市と協議の上、非常用電源設備の改修を行うことが必要である。

(イ) 絵画、壺の管理について（意見）

現地調査を行った大津聖苑に関して、市からの貸与物品一覧や備品管理台帳に記載されていない絵画や壺が発見された。絵画や壺の所有者が不明であるため、責任の所在も不明であり、適切に管理されていない状況であった。

上記に関して、市が調査を行った結果は以下のとおりである。今後は、適切な管理が適時に行われるよう留意されたい。

(i) 物品明細

大津聖苑 絵画3点、壺2点

志賀聖苑 絵画3点、壺2点

(ii) 取り扱いについて

関係者への聞き取り及び購入履歴が判明しないことから寄贈によるものと判断

(iii) 処理

備品管理を統括する総務部契約検査課と協議の上、市の資産として備品登録

## (2) 福祉子ども部

### ①大津市ふれあいプラザ

所管課名	福祉政策課
指定管理者名	社会福祉法人大津市社会福祉事業団
指定管理の内容	市民の福祉及び市民の交流の場として利用できるよう、管理業務の代行をさせるもの。
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成29年4月1日～平成34年3月31日
平成28年度指定管理料	25,568,000円
平成28年度利用料金収入	4,146,580円

#### 【概要】

大津市ふれあいプラザは、明日都浜大津の4、5階にある指定管理施設である。市民の福祉と交流の場の提供を目的とした施設で、指定管理者である社会福祉法人大津市社会福祉事業団がホールや各種会議室の貸し出しを行っている。

なお、明日都浜大津には公共駐車場があり、通常30分無料であるが、大津市ふれあいプラザの会議室利用者は、駐車券を割引認証機（エンコーダ）に通してもらうことにより、さらに60分無料となる。

#### 【結果及び意見】

##### (ア) 自主事業の報告について（結果）

平成29年3月16日に自主事業として「リハビリ介護塾 パート1」が開催されているが、事業計画書には、市民交流サロンについて、自主事業を展開する場として活用する旨の記載はあるものの、具体的にどのような自主事業を実施するかの記載はない。また、事業報告書においても自主事業を実施した旨及びどのような自主事業を実施したかについての記載はない。

「大津市ふれあいプラザの管理に関する基本協定書」において、「大津市ふれあいプラザ条例」第11条に規定する業務以外で施設を使用する場合には、市の承認を得る必要がある旨が定められている。「リハビリ介護塾 パート1」は、「大津市ふれあいプラザ条例」第11条に規定する業務には定められて

おらず、自主事業として実施していることから、事業計画書などに記載することにより、市へ報告した上で市の承認を得る必要がある。

#### ○大津市ふれあいプラザの管理に関する基本協定書

(目的外使用)

第 27 条 乙 (指定管理者) は、条例第 11 条に規定する業務以外で施設を使用してはならない。ただし、甲 (大津市) の承認を得たときは、この限りでない。

#### ○大津市ふれあいプラザ条例

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 11 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第 3 条第 3 号に規定する事業の実施に関する業務
- (2) ホール等の使用の許可に関する業務
- (3) プラザの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

(事業)

第 3 条 プラザにおいては、次の事業を行う。

- (3) 市民の福祉及び市民の交流に関する場所の提供に関すること。

(イ) 施設利用者の駐車料金無料化について

(i) 回数駐車券の管理簿の記載について (結果)

回数駐車券については「回数駐車券購入・払出状況」という管理簿で出納・残高管理を行っている。

10月19日時点の使用において、使用前の残高82枚に対して払い出し枚数が9枚、使用後の残高が71枚となっており、2枚整合していなかった。

その日の駐車場利用者分について、管理簿上、払い出し枚数の記載誤り(誤：9枚、正：11枚)と推測されるが、管理簿に正確に記載しなければ、仮に駐車場利用券の紛失や盗難があった場合に、その事実気づくのが遅れる、あるいは、困難となるおそれがある。

駐車場利用券の適切な管理を行うために、管理簿の記載は正確に行う必要がある。また、管理簿の記載が正確になされていることを記載者とは別の者が確認することが必要である。



(ii) 施設利用者の確認について (意見)

会議室の利用者は、通常30分駐車場が無料であることに加えて、さらに追加で60分が無料となり、計90分無料で駐車場を使用できる。

駐車場が無料になるように駐車券を割引認証機 (エンコーダ) に通すのは会議室利用後であるが、実際の会議室利用者か否かの判断は、施設利用者に対して利用していた会議室を聞くのみで行っている。

この場合、仮に会議室利用者と偽って駐車料金無料化の申出がなされた場合、その虚偽申告が分からず、駐車券を割引認証機 (エンコーダ) に通してしまうおそれがある。

このような虚偽申告による配布防止を防ぐためにも、本来は実際の施設利用者であることを参加者名簿等との照合などにより確認した上で駐車券を割引認証機 (エンコーダ) に通すべきである。

(iii) 駐車場利用券交付の規則への準拠性について (結果)

会議室の利用者が追加で60分駐車場を無料で利用できることは、「大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則」 (以下、「規則」という。) に規定されている。

○大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則

第 10 条 前条に定める場合のほか、明日都浜大津公共駐車場については、次に掲げる本市の施設を使用する際に自動車を駐車する場合は、駐車開始後 30 分を経過した時から 1 時間 (第 8 号から第 10 号まで及び第 14 号に掲げる施設を使用する場合は、2 時間 30 分) に限り、条例第 5 条の規定により駐車料金を免除する。

...

(5)大津市ふれあいプラザ

...

駐車券を割引認証機 (エンコーダ) に通すことにより無料となった分の費用について、大津市ふれあいプラザの指定管理者は、駐車場の指定管理者から請求を受けており、大津市ふれあいプラザの指定管理者の費用負担となっている。

駐車料金の免除は、あくまで駐車場の所管課及びその指定管理者が主体となって行うものであり、大津市ふれあいプラザの指定管理者が行うものではない。

また、駐車場の指定管理者が請求した駐車料金を大津市ふれあいプラザの指定管理者が負担しており、免除手続とはいえない。

したがって、大津市ふれあいプラザの指定管理者が駐車券を割引認証機（エンコーダ）に通すことにより60分の駐車料金を無料にすることは、規則に準拠した取扱が行われていないことになる。なお、規則第10条第1項各号に基づいて明日都浜大津公共駐車場を利用する他の施設においても、同様の運用がなされている可能性がある。

市は、規則に則って駐車料金の免除手続を行う必要があり、また、大津市ふれあいプラザ以外の上記施設についてもその運用状況を把握し、適切に対応することが必要である。

#### (ウ) 市及び市の関係団体の施設利用について

##### (i) 予約可能時期について（意見）

「大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則」において、貸室の予約は指定管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、利用日の属する月の2か月前の初日からである旨が定められているが、市及び市の関係団体は約1年前から貸室の予約を行っている。

この点、市及び市の関係団体がふれあいプラザを利用する際に利用料金は減免される旨が「大津市ふれあいプラザ条例」及び「審査基準整理票」に規定されており、市や市の関係団体の利用が増えると指定管理者の利用料金収入は減少するものの、仕様書や基本協定書においても市及び市の関係団体が一般利用者に先んじて予約できる旨は規定されていない。

市及び市の関係団体が一般利用者に先んじて予約する必要が認められるのであれば、規程や仕様書に市及び市の関係団体が一般利用者に先んじて予約することができる旨を記載することが求められる。

#### ○大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則

##### (ホール等の使用の申請及び許可)

第5条 条例第4条第1項の規定による申請は、使用しようとする日の属する月の2か月前の月の初日から使用しようとする日までに行わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

## ○大津市ふれあいプラザ条例

(ホール等の使用の許可)

第4条 別表に掲げるホール等の施設(以下「ホール等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ、第8条の規定に基づきプラザの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)に申請し、使用の許可を受けなければならない。

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

## ○審査基準整理票

[ホール等の利用料金の減免基準]

大津市ふれあいプラザ条例第6条の規定に規定する「市長が特別の理由があると認められるとき」として次の各号のいずれかに該当した場合に減免するものとし、その場合にはいずれも利用料金の全額を免除するものとする。

- (1) 本市又は本市の執行機関の主催又は共催に係る行為をする場合
- (2) 本市の福祉の行政目的の達成に資すると認められる団体が当該目的を達成するための行為をするとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき その都度市長が定める額

### (ii) 予約の必要性について (意見)

市及び市の関係団体は利用料金が減免されていることから、利用時間を長めに予約する傾向が見受けられるが、その結果、一般利用者が予約できるタイミングには既に市や市の関係団体の予約が入っており、一般利用者の利用機会を損なわせている可能性がある。

平成27年度及び平成28年度の利用件数及びその内訳は以下のとおりである。

	平成27年度	平成28年度	対前年比
利用件数	3,610	3,596	99.61%
減免件数	1,067	1,203	112.75%
減免率	29.56%	33.45%	113.18%

上表より、利用件数がほぼ横ばいである一方で減免率が増加していることがわかる。会議室利用者の駐車料金無料化について、その費用は指定管理者負担となるため、減免率が増加すると、収入がない一方で駐車場利用に関する支出だけが増加することとなる。結果として、平成28年度の収支計算書では、会議室の貸室利用料金である施設利用料収入が4,146,580円であるのに対して、利用者のための駐車料金である賃借料は4,197,460円と施設利用料収入を若干上回る結果となっている。

市及び市の関係団体がふれあいプラザを予約するにあたっては、その予約により、利用料金の支払いがある一般利用者の予約ができなくなることを考慮して、実際に必要な日時だけ予約するように留意する必要がある。

②大津市立障害者福祉センター

所管課名	障害福祉課
指定管理者名	社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会
指定管理の内容	障害者の福祉の増進及び自立の促進を図るため、センターの管理運営業務の代行を管理させるものである。
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	22,806,000 円
平成 28 年度利用料金収入	-円

【概要】

大津市立障害者福祉センターは、大津市におの浜にある、身体・知的・精神障害者やその関係者の自主的活動や地域活動を応援する施設である。館内の設備やサービスを、印刷など一部有料であるものを除き、無料で利用することができる。

障害者福祉センターで行っている事業は以下のとおりである。

事業名	事業の内容
貸館事業	施設を利用したい方の申し込み受付及び調整・管理を実施している。
障害者生活支援事業	「障害者生活支援センターいるか」として、障害者とその家族へ、情報提供、助言、申請のお手伝い、サークル活動の紹介、ピアカウンセリングなどを実施している。
障害者デイサービス事業	大津市に在住している障害者の方の生活訓練（点字）や、創作活動（絵手紙等）、情報交換などを実施している。
障害者 IT サポート事業	パソコンに関する相談受付を行っている。また、初心者向けの講習も行っている。
障害者団体事務局	12 の障害者団体の事務局を関係団体室に設置している。

【結果及び意見】

(ア) 備品シールの添付について（結果）

市が指定管理者へ貸与している備品は、市の備品シールが貼付され、「備品台帳一覧表」に記載され管理されている。当該「備品台帳一覧表」に記載

されている備品のうち、8点現物を確認した結果、下記の備品1点について備品シールが貼付されていなかった。

備品番号	品名	取得価格	取得日	備考
00366184	自動体外除細動器 (AED)	232,000 円	平成 28 年 3 月 25 日	1 階事務室

この点、市からの貸与備品と指定管理者が所有している備品とを明確に区別し、指定管理者として市の備品を適切に管理するため、市が指定管理者へ貸与している備品については備品シールを貼付して管理する必要がある。日々の業務や定期的な現物実査の中で備品シールの貼付漏れに気づいた場合には、市に報告を行い、備品シールを要請の上、現物に貼付すべきである。

#### (イ) IT 支援室の事業報告について (結果)

指定管理者は、ITサロン事業やパソコンボランティア派遣事業などの障害者IT利用促進事業を、自主事業計画書に自主事業として記載し、市に報告の上で実施している。しかし、大津市立障害者福祉センターは、指定管理業務の施設管理事業と自主事業の障害者IT利用促進事業について、会計上それぞれ単位を分けており、市への事業報告は施設管理事業のみの収支をもって行われている。

この点、過去に障害者IT利用促進事業の収支についても市に報告をしていたが、市から報告する必要はないとの指導があり、現在は報告を行っていないとのことであった。

指定管理施設で行われている指定管理業務や自主事業の収支を適切に把握する観点から、市は指定管理者から自主事業の収支についても報告を受けるべきである。そのため、大津市立障害者福祉センターにおいて、会計単位が異なるからという理由で施設管理事業の収支だけ報告を求めるのではなく、自主事業として実施している障害者IT利用促進事業についても報告を求め、指定管理者の指定管理事業・自主事業について収支の管理・監督を行うべきである。

### ③母と子の家しらゆり

所管課名	子ども家庭課
指定管理者名	社会福祉法人湘南学園
指定管理の内容	大津市立母子生活支援施設条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務、市立母子生活支援施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
公募、非公募の別	非公募
指定管理期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日
平成28年度指定管理料	44,650,000円
平成28年度利用料金収入	-円

#### 【概要】

##### (ア) 施設の概要

大津市立母と子の家しらゆりは、児童福祉法第38条に定める施設として、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに自立の促進のためにその生活を支援することを目的として設置されている母子生活支援施設である。

入所者の定員は15世帯（身障者用1戸を含む）であり、平成29年3月の入所世帯数は12世帯となっている。また、母子家庭等の児童に対する保育（しらゆり保育）も業務として行っており、5名の定員に対し、平成29年3月は4名が利用している。

##### (イ) 仕様書に定められている指定管理者の業務

- ・ 児童福祉法23条第2項に規定する母子保護の実施及び第31条第1項に規定する保護の実施に関する業務
- ・ 入所者の自立促進のための生活支援に関する業務
- ・ 対処した者について相談その他の援助を行う業務
- ・ 母子家庭等の児童に対し保育を行う業務（しらゆり保育）
- ・ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ 施設の警備に関する業務
- ・ その他必要な管理業務

#### (ウ) 非公募の理由

指定管理制度の導入は平成23年4月からであり、平成23年4月から平成26年3月までの第1期は公募（3者が応募）により指定管理者を選定している。

しかし、母と子の家しらゆりは不特定多数の利用者を想定した施設とは異なり、職員と入所者との長期継続的な人的信頼関係が良好に保てるよう安定・継続した運営が必要なためその後は非公募とし、第1期から継続して社会福祉法人湘南学園を指定管理者として選定している。

#### 【結果及び意見】

##### (ア) 自主事業の届出について（結果）

平成28年度の収支計算書に教育実習生の受入れによる収入として、「受入研修費収入」301,100円が計上されている。教育実習生の受入れは「大津市立母と子の家しらゆり指定管理者仕様書」に規定されている指定管理者が行う業務に含まれていないが、「平成28年度事業計画書」で自主事業として記載されておらず、事前の口頭での報告で了承し、書面による届出は行われていなかった。また、所管課も、教育実習生の受入れが自主事業に該当するという認識を持っていなかったため、指定管理者に対して事業計画書への記載や書面での届け出を求めていなかった。

「大津市立母と子の家しらゆりの管理に関する仮基本協定書（以下、「基本協定書」という）」第27条に、「乙（指定管理者）は、条例第8条に規定する業務以外で施設を使用してはならない。ただし、甲（大津市）の承認を得たときは、この限りではない。」旨が規定されている。大津市立母子生活支援施設条例の第8条に規定されている業務の範囲は仕様書に規定されている業務と対応している。

したがって、指定管理者が仕様書で規定されている業務以外の自主事業を行うには、事業計画書に記載するか、書面で届出を行い、市の承認を得るといった適切な手順を踏む必要がある。また、市も指定管理者が行っている事業が適切であるかモニタリングを徹底すべきである。

##### (イ) 変更協定書の誤りについて（結果）

平成28年4月1日付の「大津市立母と子の家しらゆりの管理に関する基本協定の一部を変更する協定（以下、「変更協定書」という）」において、平成25年11月28日付の基本協定書に記載されている別表第2を別表第1とする変更が行われている。



ここで、基本協定書の別表第2は、基本協定書第16条で規定されているリスク分担について定めたものであり、基本協定書に添付されている別表第2には「第16条関係」と記載されている。したがって、変更協定書に添付される別表第1にも「第16条関係」と記載されることになる。しかし、実際に変更協定書に添付された別表第1には、「第15条関係」と誤った記載がされていた。

変更協定書を訂正し、今後は不備の無いように徹底する必要がある。

### (3) 健康保険部保健所

#### ①総合保健センター運動実践室・トレーニングルーム

所管課名	健康推進課
指定管理者名	株式会社ビバ
指定管理の内容	健康づくりのための運動教室等の開催及び体力測定に関する事業の実施に関する業務、運動実践室及びトレーニングルームの施設及び設備の維持管理に関する業務
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成27年4月1日～平成32年3月31日
平成28年度指定管理料	700,000円
平成28年度利用料金収入	34,772,220円

#### 【概要】

##### (ア) 協定書の業務内容

大津市総合保健センター運動実践教室及びトレーニングルーム（以下「運動実践室等」という。）の管理に関する基本協定書（以下「協定書」という。）における株式会社ビバ（以下「指定管理者」という。）が、運動実践室等の管理について行う業務は以下のとおりである。

- ・ 大津市総合保健センター条例（以下「条例」という。）第3条第3号に規定する事業の実施に関する業務
- ・ 運動実践室等の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ その他市長が定める業務

条例第3条第3号に既定する事業は「健康づくりのための運動教室等の開催及び体力測定に関する事業」とされており、当該事業は、運動実践室及びトレーニングルームにおいて実施されることが条例第7条において定められている。

##### (イ) 具体的な指定管理業務

指定管理者は総合保健センターの設置目的である市民の健康の保持及び増進並びに疾病の予防を図る事業として、(i) トレーニングルームの運営管

理、(ii) 健康運動教室の開設、(iii) 体力測定の実施を行うと共に、  
(iv) 施設及び備品等の維持管理を行う。

(i) トレーニングルームの運営管理

トレーニングルームは「明日都トレーニングルーム」の名称により、いわゆる一般的なスポーツジムであり、ランニングマシンやエアロバイクなどのトレーニングマシンを設置している。指定管理者はトレーニングルームにおける利用者へのトレーニング指導、指導計画の実施、ストレッチの指導、機器使用の講習、利用者カードの作成及び保管並びに利用者証の発行を行うなど、トレーニングルーム全般の運営管理を行い、利用料金の収納も行う。

(ii) 健康運動教室の開設

指定管理者は1回60分を基本とするヨガ教室やストレッチ教室など各種の健康運動教室を開催しており、当該教室の企画、講師の派遣、並びに参加者の募集を行い、全体の企画運営を行っている。

(iii) 体力測定の実施

指定管理者は継続的な体力測定、年2回の体力測定会並びに年4回の体組成測定会を開催し、利用者へ測定後のカウンセリングも行っている。

(iv) 施設及び備品管理

指定管理者は運動実践室等の適正な運営のため、施設及び備品の保守管理等を行い、施設内の清掃も行う。また、施設及び備品の簡易な修繕は指定管理者が実施し、費用は指定管理者が負担することとなっている。

(ウ) 利用者数並びに利用料金

平成27年度及び平成28年度の利用者数並びに利用料金は以下のとおりであり、利用者数、利用料金ともに平成28年度は平成27年度よりも増加している。

項目	利用者数		利用料金	
	27年度	28年度	27年度	28年度
トレーニングルーム	15,885人	17,350人	4,943千円	5,356千円
健康運動教室	38,402人	40,267人	27,604千円	28,990千円
体力測定等	289人	643人	156千円	424千円
合計	54,576人	58,260人	32,704千円	34,772千円

注：体力測定等の利用料金には、指定管理業務における利用料金のみならず、自主事業における各種教室参加料を含んでいる。

利用料金単価は、市内在住又は在勤の利用者とそれ以外の利用者とは区分され、以下のとおりである。

種類	単位	利用料金（円）	
		市内在住・在勤	市外
トレーニングルーム	1回	320	640
トレーニングルーム 回数券	11回	3,240	6,480
健康運動教室	1期間	6,480	12,960
体力測定	1回	640	1,080

(オ) 平成28年度収支決算

平成28年度の収支決算は以下のとおりである。

(単位：千円)

科 目		予算額	決算額	差 異
<b>【収入の部】</b>				
委託料収入	指定管理料	700	700	0
利用料収入	トレーニングセンター利用料	4,438	(*1)5,505	1,067
	健康運動教室参加料	28,706	28,990	284
	体力測定等参加料	32	31	392
雑収入	自主事業(*2)	348	392	-184
	自動販売機収入		164	
収入合計		34,224	35,785	1,561
<b>【支出の部】</b>				
人件費	給与手当・賞与	9,387	8,246	-1,141
	通勤費	496	549	53
	法定福利費	845	835	-10
	福利厚生費	230	43	-187
	小計	10,958	9,673	-1,285
事務費	通信費	827	521	-306
	水光熱費	1,291	1,135	-156
	管理諸費	1,167	1,172	5
	広告宣伝費	496	525	29
	支払手数料	636	767	131
	教室原価	13,763	15,866	2,103
	間接経費	996	1,386	390
	消費税	2,535	0	-2,535
	その他	1,555	1,251	-304
	小計	23,266	22,627	-643

科 目	予算額	決算額	差 異
支出合計	34,224	32,301	-1,928
差引当期収支差額	0	3,483	3,483

(\*1)利用料収入のトレーニングセンター利用料の内、149千円は滋賀県市町村職員共済組合からの助成金である。

(\*2)雑収入の自主事業の内訳は以下のとおりである。

項目	収入金額 (千円)
ウォーキング・ランニング教室	304
ポールウォーキング	37
介護予防運動教室	51
合 計	392

### 【結果及び意見】

#### (ア) 貸与備品の管理について (意見)

市より貸与されている備品について、指定管理者は年に一度、市の立会いのもとたな卸を行い、備品に貼り付けられている備品シールに記載している備品番号と、貸与備品の台帳との整合性を確認している。

ここで、直前の備品棚卸の結果を反映した貸与備品の台帳を基に、任意に5件を抽出し、実物との照合を実施した。

実施結果は以下のとおりである。

(単位：円)

備品番号	品名	取得価格	取得日	受入事由	照合結果
00025096	椅子(スチール製)	6,780	1989.3.28	購入	(※)
00033965	更衣ロッカー(スチール)	13,699	1990.11.24	購入	問題なし
00037171	金庫(スチール製)	108,400	2006.3.31	購入	問題なし
00063753	テレビ	27,000	2006.3.31	購入	問題なし
00072426	音響機器	282,450	2006.3.31	購入	問題なし

上表の(※)については、備品管理シールが貼り付けられておらず、現物を特定することができなかった。同じ種類の椅子(スチール製)は6脚あり、指定管理者がたな卸を行う際には、トータル脚数での一致を確認しているのみであり、個別の備品単位での確認は行われていなかった。また、椅子(スチール製)に椅子(木製)の備品シールが貼られており、実物と備品シールが一致していない状況であった。

市は購入した備品を市の備品台帳に登録し、登録の際に付された管理番号が記載された管理シールを該当の備品に貼り付けることで備品の管理を行っている。そして、指定管理者に備品を貸与する際には、貸与した備品の一覧を貸与備品の台帳として指定管理者に作成、保管させている。貸与備品は当然に市の所有物であり、市の備品の管理ルールに従う必要があることから指定管理者は備品の管理について、適切な対応を行う必要がある。

(イ) 売上日報の確認証跡について（意見）

明日都トレーニングルームでは、売上金額と現金回収金額とを毎日照合し、照合した結果を売上日報として作成している。照合作業については、照合実施者（日報作成者）とは別の者が再確認する体制となっている。

しかし、売上日報上には、作成者や確認者の押印欄はあるものの使用されておらず、誰が作成し確認したかの証跡は残されていない。

協定書や仕様書上において明示的に要求されている事項ではないが、現金不正を防止する観点からは、毎日、証跡を残すべきである。

#### (4) 産業観光部

##### ①大津市勤労福祉センター

所管課名	商工労働政策課
指定管理者名	一般財団法人大津市勤労者互助会
指定管理の内容	(1)大津市勤労福祉センター条例第2条に規定する事業の実施に関する業務 (2)大津市勤労福祉センター条例第4条に規定する使用の許可に関する業務 (3)センターの施設及び設備の維持管理に関する業務 (4)その他市長が定める業務
公募、非公募の別	非公募
指定管理期間	平成25年4月1日～平成30年3月31日
平成28年度指定管理料	28,209,000円
平成28年度利用料金収入	12,360,175円

#### 【概要】

##### (ア) 施設の概要

大津市勤労福祉センターは、勤労者の福祉の増進及び文化教養の向上を図ることを目的として設置された「大津市勤労福祉会館」、「大津市勤労青少年ホーム」及び「大津市勤労者体育センター」の3施設の総称である。勤労者体育センターは昭和57年に開館し、勤労福祉会館と勤労青少年ホームが同居する建物が勤労者体育センターに隣接して昭和60年に開館している。

勤労福祉会館は、勤労者及びその家族のための施設、勤労青少年ホームは、35歳未満の勤労青少年のための施設、勤労者体育センターは、勤労者等がスポーツ、レクリエーション活動等を通じて健康の増進を図るための施設である。

施設名	階数	主な施設の内容
共通	1階	玄関ロビー、事務室
勤労福祉会館	1階	小会議室
	4階	ロビー、会議室1、会議室2、会議室3、研修室1、研修室2
	5階	ロビー、大ホール

施設名	階数	主な施設の内容
勤労青少年ホーム	2階	ホール・ロビー・喫茶コーナー、調理実習室、和室1、和室2、多目的室
	3階	ホール、工芸室、軽スポーツ室、集会室、講座室、視聴覚室
勤労者体育センター	1階	トレーニングルーム
	2階	アリーナ

#### (イ) 管理業務の内容

- ・ 大津市勤労福祉会館の運営に関する業務
- ・ 大津市勤労青少年ホームの運営に関する業務
- ・ 大津市勤労者体育センターの運営に関する業務
- ・ 窓口業務
- ・ 保守管理業務
- ・ 環境維持管理業務
- ・ その他の管理業務

#### 【結果及び意見】

##### (ア) 備品の管理について (結果)

市の備品は、備品台帳に登録し備品シールを貼付して管理されており、指定管理者が市から貸与された備品も同様に備品台帳に登録され、備品シールが貼付されている。

しかし、4階の会議室1に設置されている掛け時計には、市が現在使用している様式の備品シールは貼付されておらず、市が過去に使用していた様式の備品シールのみが貼付されたままになっていた。また、当該掛け時計は市の貸与備品台帳に掲載されていなかった。

過去のものではあるが市の備品シールが貼付されているため、当該掛け時計は市の備品として把握されるべきものである。したがって、所有者を明確にするためにも市の備品台帳に登録した上で新たな備品シールへの貼り替えを行い、適切に備品管理を行うべきである。

##### (イ) 勤労青少年ホームの利用状況の把握について (意見)

大津市勤労福祉センター条例第3条第2項に、「勤労青少年ホームを使用することができる者は、35歳未満の勤労者とする」旨が規定されている。同条第3項には「市長が必要と認めるときは、勤労青少年ホームの用途又は目



的を妨げない限度において、35歳未満の勤労者以外のものに使用させることができる」旨も規定されているが、「大津市勤労福祉センター指定管理者仕様書」にも「大津市勤労青少年ホームは、35歳未満の勤労者のための施設である」と明記されているため、指定管理者は35歳未満の勤労者の利用を促進する努力をする必要がある。

しかし、指定管理者は勤労青少年ホームの利用者を年齢別（35歳未満か否か）では把握しておらず、市へは月別の利用人数と施設使用率が報告されている状況である。

市及び指定管理者は、本来の施設の目的にあった運営がされているかを検討することが必要である。したがって、施設の目的にあった利用を促進する材料として、指定管理者は青少年ホームの利用者が35歳未満の勤労者か否かを把握し、市に報告すべきである。

## ②大津市まちなか交流館

所管課名	商工労働政策課
指定管理者名	ナす美の会
指定管理の内容	市の商業の振興、市民の交流の促進及び中心市街地の活性化を図ることを目的として、まちなか交流館の管理運営業務の代行をさせるものである。
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	9,400,000 円
平成 28 年度利用料金収入	359,560 円

### 【概要】

大津市まちなか交流館は、平成 2 年に商業と観光の振興を目的として開設した「おもちゃのやかた遊遊館」から、平成 20 年 4 月に設置目的を改めてリニューアルオープンした施設である。平成 28 年度からは、市の商業の振興、市民の交流の促進及び中心市街地の活性化を目的として運営を行っている。

3 階建ての施設となっており、各階ごとに以下のような役割を果たしている。

階数	スペース名	内容
1 階	商業体験スペース	商業体験を通じて商売の面白さや魅力を感じてもらえるスペース。学生等を対象とした商業体験や地元産品の販売促進のためのイベントの開催に利用できる。
2 階	コミュニティホール	有料の貸しスペースであり、会議や講習会等に利用できる。机や椅子は自由にレイアウトでき、スクリーンやピアノ、ホワイトボード等も備え付けられている。
3 階	世代間交流スペース	子どもを中心とした世代を越えた遊びの場として自由に交流するためのスペース。子どもにやさしい木製のおもちゃや、昔懐かしいブリキのおもちゃ（展示）がある。また、3 カ月ごとにテーマを変えて大津市立図書館の本も配架されており、交流館所蔵の本は貸出も行っている。

## 【結果及び意見】

### (ア) 自主事業の承認について（意見）

「まちなか交流館仕様書」（平成27年7月）では、自主事業による収入に関して、「まちなか交流館の管理に関する基本的な考え方に示す条件のもと、事業計画書に基づいて指定管理者は自らイベント等の企画・誘致、物販事業等の自主事業を実施することにより収入を得ることができる。」と記載されている。

平成28年度において、指定管理者は自主事業としてラミネート加工サービスを実施していたが、事業計画書に記載されたものではなかった。大津市まちなか交流館では、ラミネート加工用の機器を事務用として保有しており、利用者からのニーズがあったため、ラミネート加工サービスを年度の途中に開始していたとのことであった。なお、3月頃に開始をしており、金額は僅少である。指定管理者と市との協議は頻繁に行われており、上記に関する報告もあったとのことであるが、特に記録は残されていない。

指定管理期間は5年間あり、市の担当者が交代することが想定されるため、自主事業を承認した経緯を文書として残し、引き継いでいくことが必要である。そのためには、自主事業を年度の途中で新たに実施した場合の承認フローを明確にするとともに、次年度の事業計画書にも漏れなく記載される体制を構築する必要がある。

### (イ) 備品台帳への登録について

#### (i) 備品台帳に未記載の備品について（意見）

備品の現物を確認した結果、「備品台帳一覧表」に記載されていないブリキ製のおもちゃ（時計、車など）が発見された。これらブリキ製のおもちゃは大津市まちなか交流館の前身であるおもちゃの館の時代から市が所有しているものであり、市の資産である。ここで、「大津市まちなか交流館の管理に関する基本協定書」第6条に指定期間中は市が別表に記載の備品等について指定管理者に貸与し、指定管理者は貸与された備品等を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない旨が規定されているが、別表にも当該ブリキ製のおもちゃは含まれておらず、仮に指定管理者がこれらのブリキ製のおもちゃを紛失した場合においても、市は指定管理者の責めに帰することはできない。

当該ブリキ製のおもちゃについて、価値が認められるのであれば、「備品台帳一覧表」及び「大津市まちなか交流館の管理に関する仮基本協定書」に記載をした上で、台帳に基づき管理をする必要がある。

○大津市まちなか交流館の管理に関する基本協定書

(備品等)

第6条 甲（大津市）は、指定期間中、別表第1に示す備品等を無償で乙に貸与する。

2 乙（指定管理者）は、貸与された備品等を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

(ii) 台帳の登録単位について（意見）

備品の現物を確認した結果、「備品台帳一覧表」に記載されている下記の備品について展示されているものと未展示のものがあり、展示されているものは3階展示ケースに、未展示のものは3階の倉庫にそれぞれ保管されていた。

備品番号	品名	取得価格	取得日	備考
00062725	車関係 ブリキミニチュア 15点	300,000円	平成2年3月1日	3階展示ケース
00062726	飛行機 ブリキミニチュア 10点	100,000円	平成2年3月1日	3階展示ケース

上記備品は複数種類のものが一括で備品登録されており、上記のとおり展示されているものと未展示のものとの保管場所が異なる場合に、一体として管理することが困難である。また、市の担当者はそれぞれいくつどこに保管されているかを把握していたが、担当者が交代した場合、その把握も困難となるおそれがある。

備品台帳一覧表への記載は管理できる最小の単位で行い、当該最小の単位で現物管理を行う必要がある。

### ③大津市公人屋敷(旧岡本邸)

所管課名	観光振興課
指定管理者名	坂本観光協会
指定管理の内容	(1) 公人屋敷を入館者の観覧に供する業務 (2) 公人屋敷の施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) その他市長が定める業務
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	4,094,000 円
平成 28 年度利用料金収入	250,990 円

#### 【概要】

##### (ア) 施設の概要

公人屋敷（旧岡本邸）は、江戸時代に延暦寺の僧侶でありながら妻帯と名字帯刀を認められた「公人（くにん）」が住んでいた住居の一つである。内部が原型をとどめないほど改装されている住居が多い中、岡本家の家屋は全体に公人屋敷としての旧状をよくとどめた社寺関係大型民家の特徴を示す住宅として残されてきた。

公人屋敷（旧岡本邸）は、平成13年に坂本地域の歴史的遺産の保存を目的として市に寄贈されたもので、主屋、米蔵・馬屋等は平成17年3月に市指定文化財に指定されている。

所在地	滋賀県大津市坂本六丁目 27 番 10 号
入館料	大人：100 円（15 人以上：団体割引により 80 円） 小学生：50 円（15 人以上：団体割引により 40 円） 障害者（市内在住/介護者一人を含む）：無料
開館時間	9 時～17 時（受付は 16 時 30 分まで）
休館日	月曜日（祝休日は開館） 祝休日の翌日 12 月 26 日～12 月 31 日

(イ) 管理業務の内容

- ・ 施設の運営
- ・ 施設及び設備等の維持管理
- ・ その他

【結果及び意見】

(ア) 来館者へのアンケートの保管について（結果）

来館者に対するアンケート結果を月次報告資料として市に提出しているが、平成28年度に市に提出しているアンケート結果は来館者から入手したアンケートを転記したものであり、原紙は市の承認を得ずに破棄されていた。

指定管理者は、管理業務を行うにあたり取得した文書等について、廃棄する場合には市の承認を得た上で行うものとする旨が、「公人屋敷（旧岡本邸）の管理に関する仮基本協定書（以下「基本協定書」という）」の別記1「文書管理上の留意事項」に規定されている。一方、「公人屋敷（旧岡本邸）指定管理者仕様書（以下「仕様書」という）」には、「指定管理者は施設利用者の利便性の向上等を図るため、アンケート等の手段で施設利用者の意見・苦情等を把握し、その結果及び業務改善等について大津市に報告すること」と規定されているため、アンケート実施は指定管理者の管理業務となる。

したがって、指定管理者がアンケートの原紙を破棄していたという事実は、仕様書に反した行為であり、アンケートは利用者ニーズを把握し、管理運営に反映するための有用な資料となることから、指定管理者は適正な文書管理を徹底する必要がある。

なお、平成29年9月5日に平成29年度の市のモニタリングが実施され、上記事実を指摘しているため、現在は原紙の保管が行われている。